

地場産給食への歩み

神川町学校給食センター発行の
学校掲示ポスターから抜粋

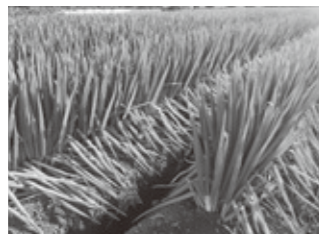


**ねぎ生産者
城 雅行さん**
(中新里)

ねぎは代表的な冬野菜のひとつです。給食でもよく使われる野菜です。城さんが育てているのは菜食美人(さいしょくびじん)というブランドのねぎです。一般のねぎよりも厳しい土壌・農業基準のなか育てられた安心・安全なねぎです。

城さんからのメッセージ

神川町の土は、ミネラルが豊富なうえ、水はけも良いので、おいしいねぎが育てられます。私の作った野菜を食べた人が、「おいしい」といってくれることが、とてもうれしいです。残さずたくさん食べてくださいね!



**だいこん生産者
白濱 勝代さん**
(八日市)

だいこんはクセがなく、汁物や煮物、サラダ、だいこんおろしなどさまざまな料理に使われています。白濱さんは子どもの頃から畑作業を手伝っており、安全安心のために化成肥料や農薬を使わないように心掛けているそうです。

白濱さんからのメッセージ

私は野菜を育てることが大好きで、毎日畑で作業をしています。野菜を作るときは、食べる人のことを一番に考えています。これからも安全で安心な野菜を作っていきたいです。神川町で育った野菜をたくさん食べて、元気に大きく成長してください。



大規模災害に備えて備蓄しましょう!

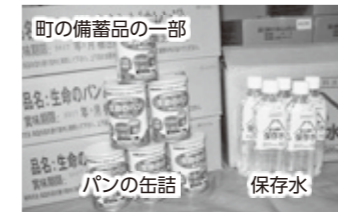
問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

町では、大規模な災害が発生した場合に備えて食料、生活必需品、防災用資機材等の備蓄を行っています。

しかし町で備蓄している数量は災害時に応急的な対応を想定した数で町民一人ひとりに行き届く量があるわけではありません。

そこで必要となってくるのは、各家庭での備蓄です。災害時の道路の寸断やライフラインの途絶等を考えると、いかに各家庭での備蓄が必要なのか実感できると思います。

町では目安として、各家庭3日分の水と食料の備蓄をお願いしています。また、日常生活において、下の表に記載されている心得をご家族やご近所の方と話し合っておくことも大切です。



| 町の主な備蓄品 | |
|---------|--|
| 食料品 | 保存水 三穀食(玄米・大豆などを加工した缶入りの穀物飲料) アルファ米(お湯や水を入れるだけで食べられる非常食) パンの缶詰 粉ミルク 等 |
| 生活用品 | 毛布 レスキューシート 寝袋 災害用段ボールトイレ(水を使わず使用できる簡易トイレ) 子ども用紙おむつ 大人用紙おむつ 生理用品 等 |

| 平素の心得 | 災害時の心得 |
|---|---|
| ① 住宅の点検 家具の転倒防止や高い所に物を置かないなど ② 応急救護 救急箱等の準備 ③ 3日分の食料、飲料水の備蓄 ④ 非常持ち出し袋等の準備 ⑤ 避難所、避難経路、家族との連絡方法の確認 | ① 身の安全を確保する ② 出火防止及び初期消火 火の元の確認やブレーカーを下げる等 ③ 避難経路の安全確認 ④ なるべく一人で行動しない 隣近所と声を掛け合い行動する ⑤ その他災害に応じた措置等 |

| 神川町が締結している主な災害協定* | |
|-------------------|--|
| 自治体との協定 | 兵庫県神河町 千葉県多古町 食料や生活必需品、飲料水の提供、職員の派遣など |
| 民間企業等との協定 | NPO法人コメリ災害対策センター ・作業用品、日用品等の物資の供給協力等 埼玉ひびきの農業協同組合 ・ガソリン、灯油等の燃料、生活必需品等の調達及び協力 株式会社カインズ ・生活物資の供給協力 株式会社サニティション ・避難所への仮設トイレの搬入・設置及び搬出に関する協力 大和紙器株式会社 ・避難所への段ボール製簡易ベッドの供給協力 |

※災害協定とは
災害発生時における食料・救助物資の提供や人的援助等を、町と民間企業等との間で、または自治体間で締結される協定のこと



ねんきんだより

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は老後や、病気やケガなどいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。
日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば※一部の方を除き、国民年金第1号の加入手続きが必要です。

※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている方

◎老後のためだけのものではありません
国民年金加入中に病気やケガで障害を負って働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された子や子のある配偶者に「遺族基礎年金」が支払われます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」
学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより国民年金保険料の納付が猶予されます。
なお、申請する際には、学生証など学生であることの証明が必要です。
対象となる学生は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」
学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより国民年金保険料の納付が猶予されます。

問合せ
熊谷年金事務所
☎048(522)5012
保険健康課
☎0495(77)2113
地域総務課
☎0274(52)3271